

Title	L・シアピロ編『ソ連とその将来』：ソ連共産党新綱領の分析
Sub Title	L. Schapiro (ed.) : The U.S.S.R. and the future
Author	中沢, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.2 (1964. 2) ,p.115- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640215-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640215-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Leonard Schapiro (ed.) :

### The U.S.S.R. and the Future

An Analysis of the New Program of the CPSU

1963, New York, Frederick A. Praeger, xix + 324 pp.

L・シアピロ編

#### 『ソ連とその将来』

——ソ連共産党新綱領の分析——

一九六一年一〇月の第二二回党大会において、スターリンとスターリン主義者にたいする攻撃がこれまでになく激しさを展開されたために、この党大会で採択された新しい綱領は幾分影の薄れた存在となつたが、そのことから新綱領のもつ意義を疑問視することは誤りである。成程、新綱領はその起草者が自負するほどの画期的な意義をもつた文書ではないし、またこの綱領がソ連の今後の政治的発展の過程において、どのような取扱いを受けるかは問題であるとしても、対内的ならびに対外的な次元で実現しようと、慎重審議の末に企画・形成された現指導者のイメージがそこに提示されていると

いう事実には、この綱領のもつ当面の重要性が見出されなければならない。それ故に、専門的な諸分野からなされた新綱領の分析を、すなわち綱領の「歴史とイデオロギー」については W. Leonhard, G. Lichtheim, F. Boettcher の「国際問題」及び V. Frank, R. Pipes, G. Denicke の「経済的側面」及び A. Zauberman, P. Wiles, S. Kabysch の「政治的側面」及び I. Lapenna, S. Schwarz, L. Schapiro の「また「その他の問題」及び V. Alexandrova, S. Utechin, N. Galay, C. Duevel の論文を収録」のうちに新綱領（一九六一年綱領）と旧綱領（一九一九年綱領）の全文を添えて一巻とした。「ソ連とその将来」と題した本書がそれである。したがつて本論に先立つて新綱領を解説する必要はまったく認め難いわけであるが、ソ連の政治的現況を知るための若干の糸口をつかむという目的から、この綱領のごく一般的な把握を試みることは許されよう。

このように、編集者 L・シアピロは、本書の序文「ユートピアから現実主義へ」において述べて後に、つぎに記すような解説的叙述をおこなつている。

レーニンは革命主義者としてすぐれて実践的・現実的であつたが、またその限度においてはあつたが、マルクスのユートピアを忠実に継承し、共産主義社会のヴィジョンをより具体的に打出していることは、一九一七年の彼の著作「国家と革命」から充分に知り得るところである。周知のように、彼は「国家と革命」において国家の枯死に言及し、「各人からは能力にに応じて、各人には必要に応

じて」という原則の支配する社会を共産主義社会と規定し、分配にたいする社会的統制の必要性を全面的に否定した。したがってレーニンの理解した共産主義社会と、新綱領が今後の二〇年間に実現を約束したヴィジョンとは、後者が、分配にたいする統制の不可避を強調し、予見し得る全期間にわたる国家の存統を確認し、また特に党の指導的役割のより一層の強化と拡大を要求している故、同一視することは不可能となる。新綱領の公約するものは伝統的な意味での共産主義ではない。あえていえば強権主義的な統制福祉国家である。しかも、エンゲルスのいう「人への支配に代る事物の管理」にも、あるいはまたレーニンのいう「万人による統治の習熟」にもまつたくふれていない新綱領の現実主義的性格は、この綱領を一九一九年綱領と比較してみればより判然と理解されよう。

しかしながら、スターリン主義的過去からの意識的な訣別と近い将来における物質的繁栄を確約する新綱領の非ユートピア的・現実主義的性格は、真実を、よし部分的とはいえ肯定することは「幻想の世界に住むよりは真実に直視する方が遙かによい」(二四頁)わけであるから、一つの前進と認めなければならぬはずである。「ソヴェトの政治が法ではなくして、専断的な党の圧制にもとづいていることの承認は、かかる圧制を適当な限度内に止めおく保証への第一歩であることを立証しよう」(一四頁)。しかし一見奇妙にみえるかもしれないが、*de Toqueville* が既に指摘しているように「いかに有能な政治家も、長期にわたつた抑圧の後にあえて臣民と和解しようとする君主を救うことはできない」(一五頁)ものである

故に、党の権威そのものが根底から脅かされてない今日、新綱領の打出した現実主義、言葉をかえていえばよりよい生活へという人民の物質的欲求への譲歩と党独裁・指導者専制の緩和の公約は、スターリン主義者あるいはまた中国共産党からの批判を受けた。いいかえるとソ連はその政治的發展の興味深い局面に立入つたのである。党への、したがつて現指導者への広範な支持を得るために選択された新綱領の現実主義は、民主主義的な、しかし実質的には過去と変りばえのない一党独裁の維持を保証する充分な基礎を確立するであろうか。またかかる基礎の防衛に果して成功するであろうか。今日みられるような一党独裁の制度が存続するかぎりには、新綱領に依拠した批判といえども、かかる批判乃至は攻撃を沈黙させることは差して困難ではなからう。もつともこの場合、新綱領は「忘却」という一九一九年綱領と同様の運命をたどることにならう。

要するに新綱領は、これがソ連の現指導者の新しいヴィジョンであることを除いては、対内的には特に指摘されるべき重要性をもつてはいない。しかし対外的には、就中アジア、アフリカの新興独立国家の人民を考慮すると事情はまつたく一変してくる。勿論、かかる対外向けの文書としてはスターリンの党史があり、また一九五八年刊行の新党史があつた。しかし適当に簡潔であり、また充分に刺激的である新綱領が、ソ連の経済的・技術的發展の具体的成果とあいまつて、アジアとアフリカの人民に後進性の克服と経済的發展へのはなはだ魅力的な方式とモデルを提供していることは、容易に肯定できよう。すなわち新綱領を採択した第二回党大会が、中国共

産党への批判と攻撃——直接的ではなかつたが——の舞台でもあつたことは決して偶然の一致ではなかつた。

以上が「序文」の概要であるが、新綱領の基本的特徴を包括して「現実主義」とみるシアピロの把握自体は、この綱領の性格をとらえつくしているといわなければならない。ところで、新綱領は、国家の枯死を状態としての枯死と過程としての枯死に分け、前者を共產主義社会の成立した段階に、また後者を共產主義社会建設の段階に対応させ、ソ連の現段階を共產主義社会の全面的建設の段階と規定している。シアピロのいう「現実主義」的な綱領とは、この綱領の前文によると、「共產主義社会の全面的建設期」の、あるいはまた「国家の枯死が漸進的に進行する段階」の綱領とされている。しかし彼の「序文」においてはこの間の事情はほとんど語られていないので、新綱領の「現実主義」的性格をより内容的に理解するため、その「政治的側面」を対象とした三編の論文を特に選んで、「序文」のそれと同様の形式でつぎに紹介してみよう。

I・ラベンナ「綱領にあらわれた党と国家」 フルンチョフは、一九五八年二月、ソヴェトの国家機能についてはじめて言及した際に、国家機関の多くは共產主義社会への移行に不可欠な諸条件の創造された場合にのみ漸進的に枯死するであろうが、既にソヴェト社会はある種の国家機能の消失の方向に移りつつあると認め、また一九五九年一〇月の第二一回党大会の報告では、ソヴェト国家によつてこれまで遂行されてきたある種の国家機能は諸社会組織により多く移されねばならないと強調している。すなわち社会組織という要

素を除外しては、彼の、したがつて綱領の定立している党と国家との関係を完全に理解することはできない。しからは綱領の提示している権力の三種のチャンネルの、すなわち党と国家と社会組織の相互関係、就中党と国家の関係はいかに理解されるべきか。

ソ連における主権論を代表するD・レヴィンの主権概念は法的主権の背後に政治的主権を認める。もつとも彼の主権概念は国家一般に妥当するものではないが、ある点ではソ連の現実をきわめて忠実に投影させている彼の主権概念からすると、綱領では「全人民」が政治的主権の保持者となる。綱領はプロレタリアートの独裁の終焉を伝え、プロレタリア独裁国家の「全人民的国家」への移行を確認しているからである。では綱領のいう政治的主権者「全人民」は、現行連邦憲法第三条に規定された「都市および農村の勤労人民」とはまったく異つた実体なのであろうか。しかも綱領は党を「ソヴェト人民の前衛」・「全人民的党」とも規定し、その指導的役割のより一層の強化と拡大を強調している。したがつて綱領にみられる前記のような表現は、いずれも、労働者階級の指導的役割、国家の階級性などにかんする諸他のマルクス主義理論の命題と矛盾しており、単なるスローガンとしてしか認められない。しかも「これらのスローガンの目的は真の支配者、現実の政治的主権者をかくし、ソヴェト国家権力の真相、党の最高指導者の独裁をあいまいにすること」(一五一頁)であつて、D・レヴィンのいう政治的主権は党の階層的機構の頂点にあると理解せざるを得ないのである。なんとならば、現行憲法が人民の代表機関である最高会議を国権の最高機関と規定し

ている以上、国家の枯死に至る過程・共産主義の全面的な建設期における国家機関・最高会議のより一層の強化という綱領の要求は、論理的には全く意味をなさないわけであり、したがってこの要求は現実の最高会議がおかれているゴム印的な地位を問わずして語る以外のなものでもないからである。すなわち国家は党に従属した存在である。また綱領によると共産主義の全面的建設期における社会組織、たとえば労働組合・コムソモール・協同組合といった非国家的な組織の役割の拡大が強調され、かかる組織への国家機能の移譲を国家枯死の進行として理解されているが、それは、実際には、国家行政と経済統制のより有効な組織化と社会組織乃至は人民の私的生活領域への干渉の若干の緩和を意味しているにすぎず、党の意思の伝導帯としての社会組織の役割は依然として不変である。

要するにソ連においては権力の主要なチャンネルは常に党であり、その時々々の要求によつて、党を除いたあるチャンネルから他のチャンネルへの力点の移動が生じたとしても、そのことは国家の枯死と有機的に結びつくものでは決してない。党の最高指導者グループは依然として政治的主権を保持しているのであつて、基盤的社会が発展し、著しく変質しないかぎり、既存の党と国家との関係の变化を期待することはできない。

**S・M・シュバルツ**「ソ連において国家は枯死するか」 ソ連は共産主義の全面的な建設という新しい発展段階に突入したと、一九五九年の第二一回党大会で宣言されて以来、国家枯死の問題は、少くともソ連においては現実の問題となつたわけであるが、この点に

ついでに綱領の規定と現実の政策は、国家の枯死という観点から分析した場合に果してどの程度の妥当性をもっているだろうか。

フルシチョフは第二一回党大会の席上で、国家枯死の問題は、これを弁証法的に表現すれば、社会主義国家の共産主義的な社会的自治への発展の問題であると説いているが、社会主義国家と社会的自治とは必ずしも相互に排除し合うものではなく、政治への大衆の参与は決して国家自体の消滅を意味するものではない。ともあれ、彼によると社会主義国家の発展の主要な傾向は、民主主義の全面的な発展であるとも理解されているが、彼のいう民主主義はいわゆる社会民主主義であり、党による統制の強化と拡大であつて、一般にいう民主的な政治制度の発展と充実にまつたく予想してはいない。より具体的にいえば、国家機能の諸ソヴエトへの移譲は「民主的国家機関の出現に寄与し、一般大衆のうちに民主的自治の慣行を育成し、また真の民主的自由擁護への要求を生み出すであろう」(二六五頁)という脅威と、党にとつてより統制し易い対象は社会組織であるという計算から、国家機能の非政治的な社会組織たとえば労働組合などへの移譲、すなわち人民の代表機関であるソヴエトを迂回した移譲を、「共産主義的な社会的自治への発展」乃至はまた「民主主義の全面的な発展」として把らえていた。しかし彼のこのようなアンチ・ソヴエト的な、もしかかる表現が穏当でないとするれば、ソヴエト的な原則は無条件に承認されたわけではなく、第二一回党大会の決議では「民主主義の全面的な発展」の内容として、「国家機能の社会組織への移譲」と「勤労者の組織としてのソヴエ

トの役割の強化」が並列的に強調されており、また第二回党大会の採択した綱領では彼のかつてのアソヴェト的な原則はまったく否定されている。

さて綱領は、国家枯死の歴史的必然性を説いているが、権力機関一般の枯死、レーニンのいう統治のあらゆる必要性の消滅について言及しないばかりか、「人民の、団結を体现する包括的な組織であるソヴェトの役割は、共産主義建設の進展につれて増大しよう。

国家機関と人民の大衆の組織との性格をかね備えてたソヴェトは、その活動への大衆の広範かつ直接的な参与によりますます社会組織として機能する」(二七二頁)としている。しかしながら代議機関であるソヴェトと人民大衆とのより一層の緊密化は、実は民主的国家組織の発展を意味しており、またそれによつて社会主義的国家組織と共産主義的社会的自治とを区別することはできないはずである。

しかも綱領はさらに国家枯死の問題と関連して、公務員の減少と公職の非職業化への努力を強調しているが、その実質的な意味は国家の枯死ではなくして、民主的国家組織の強化以外のなものでもない。そもそもソヴェト体制成立の当初にあつては、共産主義の下における国家の枯死とあらゆる権力の死滅が確信されていたこともあり、またスターリンは一九二四年の著作「レーニン主義の諸問題」で、「階級の消滅とともに、プロレタリアートの独裁の枯死とともに、党もまた枯死するに違いない」(二七五頁)としているが、今日では、党の枯死は禁句となつてはばかりか、党は社会的および政治的組織の最高形態であるとすら規定されている。したがつて

綱領のいう共産主義の建設は、論理的には、国家の枯死とはならずして、国家の国家的党への、もしくはより正確に表現すると党的国家への変形となる。もつとも、現実には、行政組織の点検を要求する客体条件と政治の民主化を要求する主体的条件によつてはるかに複雑な過程をたどることとなる。現に党は、国家ならびに党の民主化を要求する新しい世代の圧力の前に、部分的にはあるが、消極的乃至は積極的に譲歩している。すなわちソヴェト社会の経済的・文化的な発展によつて生れ、また進行しつつある変化には、ソヴェト政治の民主化とソヴェト国家の党的国家化という二つの理念の特殊な混合と重複が読取れる。勿論両者は本来両立し得るものではないために、陰にこもつた相互の対立は、ソヴェトの政治権力組織の発展にその痕跡をとどめるであろう。そして、「この発展のなかで国家枯死の理論は残存物——実際には理論自体が『枯死』してしまつている——、いにかえると伝統の故にのみ權威ある教義としての若干の見せかけの特質を保持している一つの残存物となつてしまつている」(二七八頁)。

L・シアビロ「ソ連共産党の新規約」。「一八九八年に最初の党規約が制定されて後、規約は頻繁に改正されてきた」(一七九頁)が、党の指導的役割が規約によつて削減されることはまつたくなかつた。

必要とあれば規約を無視し得る柔軟性が常に保証されていた。しかし、新規約を採択した第二回党大会では党の強権的支配の若干の緩和を約束した新綱領が同時に採択されていること、またこの党大会の開催に先立つて展開された規約草案の大衆討議が未だかつてな

いほど自由かつ率直になされていることから知り得るように、この規約には、過去数年間において実施された党の政策の一般的傾向が投影されている。すなわち民主化・統制の緩和という若い一般黨員の要求を処理する最善の方策は、これを抑圧することではなく、むしろこれに答え、あるいは部分的にこれを助長して、彼等を統制の下に組入れる以外にないとするフルシチョフ派の深慮にもついで、今回の規約改正がなされている。

一九六一年の一〇月の党大会で採択された規約の原案は、この年の七月に発表されて後に三〇箇所の修正を受けた。この内の二六箇所の修正は純粹に文法上の理由からなされ、残りの四箇所の修正は内容的な変更をもたらしている。しかしいづれも基本的な内容の変更ではない。またこの規約を一九五二年のいわば旧規約と比較してみると、両者には、つぎに指摘するような数多くの差異が認められる。すなわち、まず第一は、宣言的な内容についての差異もしくは変更であつて、主として規約の前文と黨員の義務にかんする条項にみられる。特に、党を「ソヴェト人民の前衛」とする記述、黨員の義務として新たに付加された条項(第二條、ならびに党内における言論の自由がより包括的に規定されていること(第四條、共和国以下の水準の党組織の基本的な義務の一つとして新しい禁止規定が加えられていること(第四二條)などが注目される。第二は、黨員の権利とその保障にかんする条項にみられる変更であり、これらの内もつとも重要なものは党規律にかんする規定の変更である。すなわち党費未納入者の除名手続、党中央委員会の委員と委員候補の解任手

続が改正され(第八條と第二六條)、また上級党組織の構成員の責任を追求し得る権利が初級党組織に与えられている(第二一條。要するにこれらの変更には、急速にその規模を拡大した党の規律を保持する必要から生れた党規律の緩和と、党の底辺からの要請を反映した一般黨員の権利保障の強化という二つの傾向が認められる。第三は、党組織についての規定にあらわれた変更である。この点で特に注目されるべきものは、得票数に応じて上位の候補者から被選出者(当選者)を決定していつた従来の選出方法が、投票者の過半数以上の票を得た候補者を被選出者とする方法に改められたこと(第二四條、および党組織の人的構成の組織的更新・定期的刷新を要求する規定が新たに設けられていること(第二五條)である。

すなわち、新しい規約は、できるだけ多数の黨員を獲得し、彼等を党活動により積極的に参与させ、また一般大衆をより多く党に引きつけようとする企図と、より大きな民主主義を求める一般黨員の圧力にある程度までは答えようとする党指導者の要求とによつて支えられているので、ある意味では現実への譲歩であるが、党指導者は、その権力の實質を決して放棄してはいない。民主化を求める下からの圧力を強固な統制の下につなぎとめようとしている党指導者の決意を無視しては、新規約を理解することは不可能である。

以上、「ソ連とその将来」と題した本書を、その「序文」と新綱領の「政治的側面」を対象とした論文三編にかぎつて、紹介した。諸他の論文がそれぞれの分野におけるソ連研究の最高の水準を示していると同様、この三編の論文もまた、きわめて貴重な存在であるこ

とは疑えない。そのこともあつて、紹介にあつては、その概要の直線的な提示に心掛けてみたが、それぞれの研究を正しく伝え得なかつたところがあるかも知れない。またここでは、紹介した本書の「序文」と三編の論文および紹介できなかった諸他の論文にたいして、与えられるべき批判もしくは積極的な評価を試みてはいない。しかし、これらの点については稿を改めて取上げたいと考えている。

(中沢精次郎)